

(お知らせ)

国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更に関する意見の募集について

平成19年9月18日(火)
環境省自然環境局国立公園課
直通：03-5521-8278
代表：03-3581-3351
課長：神田 修二(6440)
補佐：伊藤 淳一(6443)
専門官：守分 紀子(6445)
係長：杉村 素樹(6449)

国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更についての意見を募集します。
今回の案は、5公園(2国立公園、3国定公園)の公園区域及び公園計画の変更を行おうとするものです。

1 意見提出手続

(1) 問い合わせ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話 03-5521-8278

イ 公園ごとの担当事務所・担当県

日光国立公園 秩父多摩甲斐国立公園 (環境省関東地方環境事務所)
埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階 / 電話 048-600-0816
下北半島国定公園(青森県環境生活部自然保護課) 青森県青森市長島1-1-1 / 電話 017-734-9256
鳥海国定公園(山形県文化環境部みどり自然課) 山形県山形市松波2-8-1 / 電話 023-630-3100
丹沢大山国定公園(神奈川県環境農政部緑政課) 神奈川県横浜市中区日本大通1 / 電話045-210-4315

(2) 資料(変更案)の入手方法

変更案(図面等)及び詳細情報は、(1)の問い合わせ先で閲覧することができます。
また、変更案の概要は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)に掲載いたします。

(3) 意見提出期間

平成19年9月18日(火)から10月17日(水)までの30日間

(4) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

(5) 意見提出方法

ア 郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

当日消印有効

イ FAXの場合： 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合： kouen-keikaku@env.go.jp

意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。

<意見提出に関する共通注意事項>

- ・件名に必ず「国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更への意見」と御記入ください。本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・FAX番号・メールアドレスを御記入ください。いただいた意見の内容は公表を前提としますので、意見公表の際、匿名を希望する場合はその旨を必ず明記してください。
- ・お電話での意見は受けかねますので御了承ください。

2 変更案の一覧

公園名	変更事項
日光国立公園 (那須甲子・塩原地域)	・公園区域の拡張(155ha) ・利用施設計画の変更(集団施設地区の拡張等)
秩父多摩甲斐国立公園	・利用施設計画の変更(単独施設の追加・削除等)
下北半島国定公園	・区域線の明確化に伴う区域の削除(35ha) ・地種区分の変更(第2種、第3種特別地域から普通地域への変更) ・利用施設計画の変更(道路の削除)
鳥海国定公園	・区域線の明確化及び国定公園としての資質の精査に伴う区域の拡張(13ha)及び削除(89ha) ・地種区分の変更(普通地域から第3種特別地域への変更等) ・利用施設計画の変更(単独施設の追加・削除等)
丹沢大山国定公園	・保護施設計画の追加(自然再生施設) ・利用施設計画の変更(単独施設の追加)

公園計画について <http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/info/npsys/index.html>

3 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表するとともに、中央環境審議会自然環境部会において報告します。

4 今後の主なスケジュール(予定)

平成19年10月 提出された意見を取りまとめた上、公表
平成19年11月 中央環境審議会に変更案を諮問
平成19年11月 中央環境審議会より答申
平成20年1月～3月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示